六　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　勾留状に代わるものが書面による場合　勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾留状に代わるものを返還しなければならない旨

ロ　勾留状に代わるものが電磁的記録による場合　勾留状の有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機及び記録媒体から勾留状に代わるものを消去する措置並びに勾留状に代わるものに記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

［七～十　略］

2　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　勾留状に代わるものが書面による場合　記名押印すること。

二　勾留状に代わるものが電磁的記録による場合　勾留状に代わるものが裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該勾留状に代わるものの改変を防止するために必要な措置（勾留状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　第七十条の四第三項及び第四項の規定は、法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものについて準用する。

（勾留状又は勾留状に代わるものを示す措置・法第二百七条の三）

第百五十条の四　勾留状又は法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものが電磁的記録である場合にあつては、同条第五項の規定によりこれらを被疑者に示すには、被疑者に対し、勾留状又は同条第三項の勾留状に代わるものに記録された事項及び前条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示さなければならない。

（勾留状の謄本等の被疑者への提供の請求等・法第二百七条等）

第百五十条の五　勾留状の執行を受けた被疑者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものの被疑者への提供を請求することができる。

一　勾留状が書面である場合　勾留状の謄本

二　勾留状が電磁的記録である場合　勾留状に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

2　前項の規定による請求があつた場合には、被疑者に対し、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを提供するものとする。ただし、法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつたとき（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）は、被疑者に対し、第一号に掲げるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの提供があつたときは、同号及び第二号に掲げるもの）を提供するものとする。

一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾留状に代わるものの謄本

六　勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾留状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

［七～十　同上］

［新設］

2　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものについてこれを準用する。

［新設］

（勾留状の謄本の被疑者への交付の請求等・法第二百七条等）

第百五十条の四　勾留状の執行を受けた被疑者は、その謄本の被疑者への交付を請求することができる。

［新設］

2　前項の規定による請求があつた場合には、被疑者に対し、勾留状の謄本を交付するものとする。ただし、法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたとき（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）は、被疑者に対し、当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本を交付するものとする。

［新設］